

# 児童生徒就学援助費等のお知らせ

問合せ先

教育委員会教育課学校教育係 ☎579・5801

## 児童生徒就学援助費

お子さんの就学にあたり経済的に困り、町が定める要件に該当する家庭を対象に学用品費や給食費などの援助を行っています。

就学援助を希望される方は、申請書を直接教育委員会へ提出してください。提出いただいた申請書をもとに書類審査等を行い、結果については保護者

あてに、本認定は5月上旬から中旬頃、年度途中に申請された方には、随時通知します。

また認定を受け、すでに援助費が給付されている保護者においても、世帯の経済状態が好転したときなど、認定が取り消され、援助費の全部または一部の返還が必要になる場合があります。

## 高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部等に就学している生徒の保護者に対し、月額7千円の助成金を交付します。中学校等を卒業または修了後、引き続き3年間を限度に、対象の生徒が下宿等で

また、定時制や通信制の学校でも助成対象となります。

本町に住まなくても保護者が居住していれば助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会で把握している保護者へは4月中旬に申請書用紙を送付いたしますが、転入等で申請書用紙が届かない方については、教育委員会へお知らせください。

## 小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行に対し、本町に居住する保護者を対象に小学校6年生1万円、中学校3年生2万円を交付します。

※要保護者・準要保護者就学援助、特別支援教育就学援助対象者は、当該制度の援助がありませんので交付金の対象になりません。

町内の小中学校に通学する児童生徒については、学校において手続きを行います。特別支援学校小・中学部等に通学している児童生徒については、保護者が教育委員会で手続きを行う必要があります。

修学旅行出発日の20日前までに手続きをしてください。

## 小中学校検定受験料助成金

町内の小中学校に在学する児童生徒が、次の検定試験を受験した場合、児童生徒の保護者に対し、受験料の全額を助成します。

【助成対象となる検定試験】

- ・ 英語検定
- ・ 漢字検定
- ・ 数学検定

※同年度内において、各検定試験につき、1人1回まで助成の対象となります。

【助成金の申請】

- ・ 町内の小中学校を会場として実施される検定試験を受験する場合は、会場となる学校が手続きを行います。
- ・ 町内の小中学校以外の会場で実施される検定試験を受験する場合は、保護者が教育委員会で手続きを行う必要があります。

## 1万㎡以上の土地を取引したときは 国土利用計画法の届出を！

問合せ先

役場企画課  
町づくり推進係  
☎574・2216

一定面積以上の土地取引の契約をしたときは、土地権利取得者（譲受人）は国土利用計画法に基づいて、契約締結日から2週間以内に土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村を経由して北海道知事に届け出する必要があります。

### 届出書類

- ・ 土地売買等届出書
- ・ 土地売買等契約書の写し
- ・ 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- ・ 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・ 土地の形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- ・ 委任状（※代理人が届出する場合）

### 届出部数

- ・ 各3部（添付書類含む）

### 留意事項

- ・ 豊頃町における「一定面積以上」の土地とは、1万平方メートル以上の一団の土地をいいます。
- ・ 対象となる土地の権利は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利であり、これらの移転または設定について、対価をもって契約する場合となります。
- ・ 当事者の一方または双方が、国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合や、滞納処分等の競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は、届出不要となります。
- ・ 届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期間が過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

### 提出先

豊頃町役場企画課町づくり推進係

## 農地の賃貸料情報をお知らせします

問合せ先

農業委員会事務局  
☎574・2218

農地の賃貸料情報につきまして、令和2年1月から令和2年12月までの1年間の状況をお知らせします。

### 農地の賃借料情報（令和2年1月～令和2年12月）【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,900円	10,000円	1,000円	104件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

### (参考) (1) 過去3年間の平均賃借料（平成29年～令和元年）【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,900円	9,100円	900円	62.3件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

### (2) 改正前の農地法における標準小作料額（町内一円）【10a当たり】

上	8,000円	中	5,000円	下	2,000円
---	--------	---	--------	---	--------